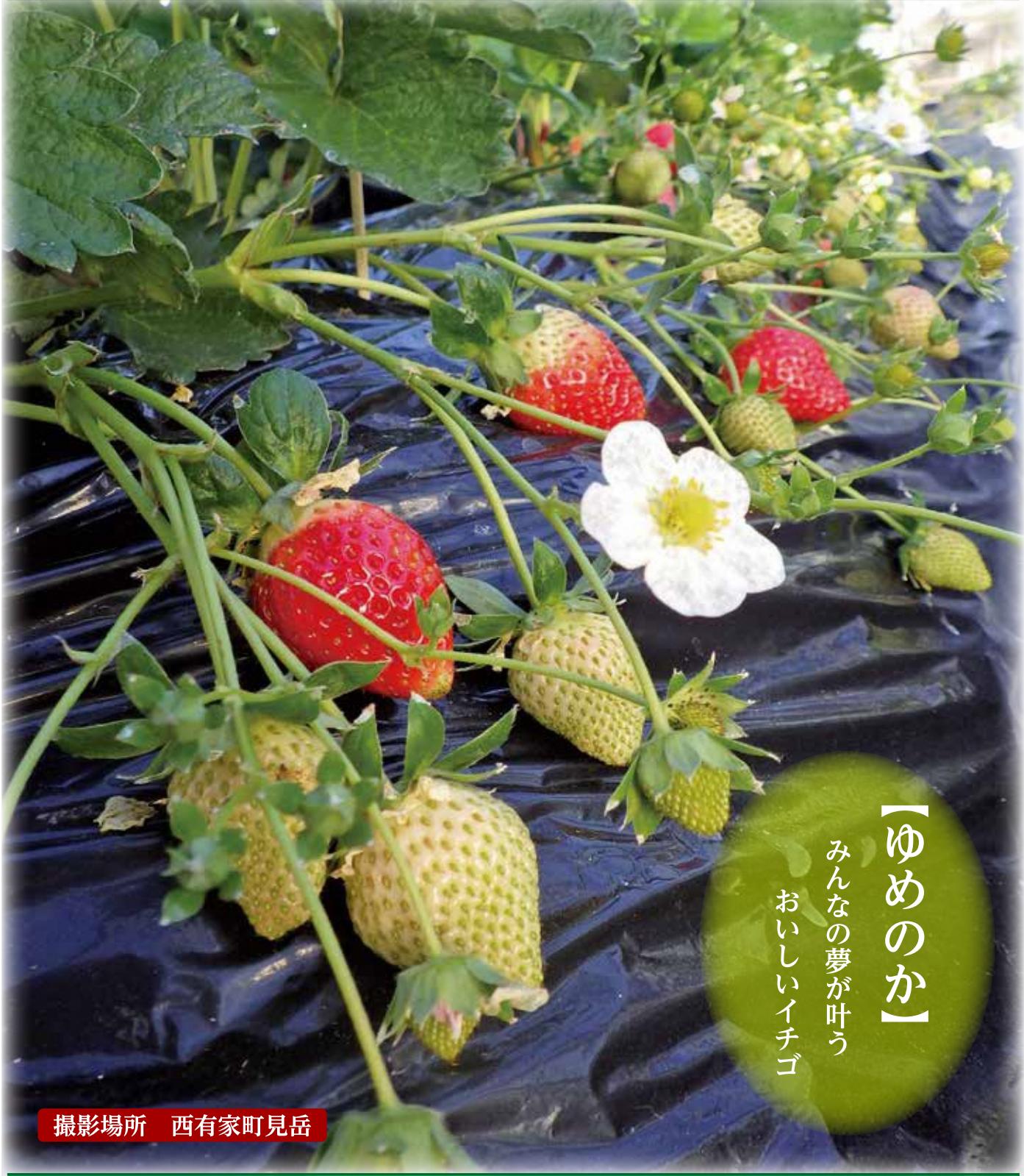


# ゆめみのり

南島原市農業委員会だより



令和6年12月発行



[ゆめのか]

みんなの夢が叶う  
おいしいイチゴ

撮影場所 西有家町見岳

# 農業者年金加入推進大会

10月28日(月) 農業者年金加入推進大会を開催しました。

南島原市農業委員会では、平成19年度から本大会を開催しており、農業委員・農地利用最適化推進委員・島原雲仙農業協同組合各支店・農業者年金受給者協議会・農業者年金女性の会・長崎県農業会議が一同に会し、制度への理解を深め、農業者の皆さんのが農業者年金制度への加入推進活動につなげています。

年金部会長による  
推進活動計画報告



農業者年金  
を知らない  
たという人が  
いないよう、  
制度の周知  
徹底を！

農業者年金基金  
黒田理事長による講演



農業者年金  
制度を理解し  
たうえで、皆さ  
んにメリットや  
特徴をお伝え  
します！

地区別協議



女性や  
若者の  
加入も  
推進し  
よう！

年金部会員による決意表明



専業農家  
だけでなく  
「兼業農家」  
の加入も  
推進し  
よう！

加入推進活動  
がんばるぞ！

11月から3月まで、農業者年金  
ラジオCM放送中♪



FMひまわり  
(87.6 MHz)

老後の年金は『農業者年金』がよかばい！

よかことのいっぱいあるけん、  
ホームページば見てみらんね！

農業者年金基金

<https://www.nounen.go.jp>



## 【第16回 長崎県農業者年金受給者協議会グラウンドゴルフ大会】

2年連続準優勝！ 団体の部 南島原市Aチーム（深江支部）

11月12日（火）、大村市陸上競技場を会場に「第16回長崎県農業者年金受給者協議会グラウンドゴルフ大会」が開催されました。

南島原市から毎年出場しており、昨年は個人で優勝・団体とも準優勝しました。

今回は残念ながら、個人戦では、入賞がありませんでしたが、団体は、2年連続の準優勝となりました。おめでとうございます！



大会自体も、秋の好日、県下農業者年金受給者の仲間が集まり、好プレーあり珍プレーありの和気あいあいとした楽しい交流となりました。



## 農業者年金女性の会 視察研修

9月3日（火）に農業者年金女性の会の視察研修を行い（株）アマーサ天草モリンガファームの四方田 徹（よもだとおる）氏を講師に「モリンガ」について学びました。

四方田氏は、環境問題への取り組みの中で、美しい天草の海を取り戻したいとの思いから、海へ流れる土をきれいにする方法を探し求めた結果「モリンガ」にたどりついたそうです。

モリンガは荒廃農地でも栽培が可能で、成長が早く2ヵ月半で2mほどの高さになります。虫がつかないため農薬不要、化学肥料不要です。（モリンガファームでは、たい肥を使用されています。）5月初旬に種を播き、8月から10月にかけて収穫します。

世界中の可食植物の中でもトップクラスの栄養成分を含むスーパーフードで「葉」「鞘（種）」「茎」「根」全て利用が可能な植物です。

会員の皆さん、農薬も化学肥料も不要という点や、野菜ができるにくい夏場の時期に収穫時期を迎えるという点に非常に興味を持ち、栽培方法など積極的に質問していました。

また南島原市の耕作放棄地解消の手立てのひとつになるのではないかという期待も持ちました。

皆さんも天草へ行かれた際は、ぜひ「モリンガファーム」を訪れてみてはいかがでしょうか？



種を食べたあとに  
モリンガティーを  
飲んだら、あら不  
思議！とっても甘  
くなりました!!

受給者協議会や女性の会に入って、一緒に活動しましょう！

お問い合わせは、農業委員会へ ☎ 0957-73-6612



## 【ご注意ください!】

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定及び所有権移転制度は、令和7年1月14日で受付終了となります。

令和4年5月の法改正により、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借（利用権設定）と農地の売買（所有権移転）は、令和7年3月31日で終了となります。

よって、この農業経営基盤強化促進法による農地の貸借（更新含む）と売買の手続について、南島原市においては、令和7年1月14日が最終受付となりますので、ご注意ください。

また、令和7年3月末までに公告された、農地の貸し借りは、令和7年4月以降も有効ですが、その貸借期間が終了した際、農業経営基盤強化促進法による再更新はできません。

令和7年4月1日以降の農地の貸借と売買については「農地法」での申請または「農地中間管理機構」を通じた申請になります。

## 農地利用意向調査の実施

農業委員会では、毎年8月から9月にかけて、農地法に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が市内全域の農地の「利用状況調査（農地パトロール）」を実施しています。

その調査の結果、遊休化していると判断された農地の所有者等を対象に、「今後その農地をどのように利用していくのか」などを確認するため、12月から翌年2月にかけて『農地利用意向調査』を実施します。

対象者の方には、利用意向調査書を郵送しますので、遊休農地の解消のためにも、ご回答（返送または支所提出）いただきますようお願いします。

様式第13号の1

### 利 用 意 向 調 査 書

〒859-〇〇〇〇  
長崎県南島原市〇〇町〇〇〇番地

令和〇年〇〇日

□□□□□様

南島原市農業委員会  
会長 △△△△△

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」（注1）に必要事項を記入の上、〇月〇〇日（注2）までに同封の返送用封筒にて返送してください。

（注1）則第74条に定める別記様式

（注2）発出から1か月以内の範囲で設定すること。

記

#### 1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
1	*****	畠	****.00	
2	*****	田	***.00	

発行

南島原市農業委員会

南島原市有家町山川58番地1 TEL0957-73-6612

南島原市農業委員会

